

日本国文部科学省及びウクライナ青少年・スポーツ省間の 青少年分野及び体育・スポーツ分野における協力に関する覚書

日本国文部科学省とウクライナ青少年・スポーツ省(以下、両国をまとめて示す場合は「双方」といい、個別に示す場合は「一方」という)は、

日本とウクライナの人々の間における関係強化及び友好関係の促進についての共通の願いに導かれ、

青少年分野及び体育・スポーツ分野における緊密な相互関係の構築と協力が、両国の青少年と競技者の代表の間の共通理解の増進を促すという確信を表明し、

以下のことを決定した。

第1項

双方は、相互互恵の原則に基づき、特に会議開催、意見交換並びに青少年分野及び体育・スポーツ分野において活動している政府の行政機関及び非政府機関(以下「関係機関」という)の間の協力を増進させるその他の方策を通じて、両国の青少年・スポーツ組織及び機関の間の友好関係の発展を促すこととする。

第2項

双方は、代表団の交換及び相互の関心事項に関する情報交換を含め、この協力に関する覚書(以下「覚書」という)の目的に合った協力を行う全ての段階における関係機関間の直接的な連携の強化を促すこととする。

第3項

双方は、青少年及び体育・スポーツに関する課題を扱う研究機関間の直接的な連携の強化を促すこととする。

第4項

双方は、2カ国間及び多国間の国際的なスポーツと青少年に関するイベント(フェスティバル、会議、キャンプ、スポーツ競技会、シンポジウム、セミナー、展覧会、ミーティング、フォーラム、トーナメント、ボランティア交流プログラムその他のイベント)における両国の代表の参加、並びに青少年分野、ハイレベルスポーツ、非オリンピック競技のスポーツ、障害者のための体育・スポーツのリハビリ、スポーツ・フォ・オール、スポーツ医学及びアンチ・ドーピングにおける専門家の間での経験の交換を促すこととする。

第5項

双方は、両国間のジョイント・プログラム及びイベントの枠組みにおいて相手国内に滞在している組織された青少年代表団及び双方の代表に対して支援を行うこととする。

第6項

双方は、両国内で活動している青少年団体、スポーツ団体やクラブ及び障害者に対する体育・スポーツ団体に関する情報や、両国における公的な青少年及びスポーツ政策に関連した彼らの活動に関する情報の交換を確実に実施することとする。

第7項

この覚書によって行われる協力は、それぞれの国の法律に従い、その範疇で実施される。

第8項

この覚書に関する事項は、日本とウクライナが批准している他の国際的な条約によって守られる双方の権利や義務に影響を与えない。

第9項

この覚書は、署名日に効力が発生する。

この覚書の下での協力関係は5年間継続するものとし、双方のうち一方が他方に対して外交チャンネルを通じて当該期間の満期の6ヶ月前までに協力関係を終了する意向を書面通知で示さない限り、毎回次の5年間に自動的に延長されることとなる。

この覚書に関する事項の解釈又は実施に関して疑義が生じた場合には、双方は、協議や交渉を通じてこれを解決する。

2016年4月7日に、東京において、それぞれ日本語、ウクライナ語及び英語による本書二通ずつに署名され、全ての文書は同等の価値を有する。この覚書に関する事項の解釈に齟齬がある場合には、英語による文書が優先されることとする。

日本国文部科学省のために

ウクライナ青少年・スポーツ省のために

